

介護老人保健施設ベルローゼ入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ベルローゼ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、入所者及び入所者の保証をする者（以下「保証人」）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、入所者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、平成18年4月1日以降から効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 入所者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(入所者からの解除)

第3条 入所者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、入所者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 入所者が死亡した場合
- ② 入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ③ 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ④ 入所者が、利用開始時に入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果利用継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ 入所者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な施設サービスの提供が困難と判断された場合
- ⑥ 入所者及び保証人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑦ 入所者が、当施設、当施設の従業者又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 入所者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、厚生労働大臣が定めた基準に基づいて計算された月ごとの合計額及び入所者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、入所者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、入所者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し送付します。入所者及び保証人は、連帯して、当施設

に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、原則、金融機関口座自動払込みとし、その他の方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法により行います。

- 3 当施設は、入所者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入所者又は保証人の指定する送付先に対して領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、入所者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録完了の日から2年間又は5年間は保管します。

- 2 当施設は、入所者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者(入所者の代理人を含みます。)に対しては、入所者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

- 3 当施設は、事業計画、財務内容等に関する資料を閲覧希望する者に対し、事業計画、財務内容等に関する資料を公開します。

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

第7条 当施設は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 人権擁護・虐待防止責任者には、管理者を充てる。
- ② 組織運営の健全化
 - ・介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、従業者間で共有する。
 - ・個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
 - ・サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- ③ 従業者の負担やストレスへの対応
 - ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行い、負担の大きい夜勤者のいる事業所については、配慮を行う。
 - ・従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
- ④ チームアプローチ、従業者間の連携
 - ・個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
 - ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- ⑤ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - ・提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
 - ・目標とする介護の理念を従業者間で共有する。
- ⑥ ケアの質の向上
 - ・アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討する。
 - ・アセスメントの活用方法について、具体的、実践的な技術を習得する。
 - ・認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。
- ⑦ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
- ⑧ 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

(虐待防止に関する事項)

第8条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための定期的な研修の実施
- ④ ①~③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者を充てる

- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体の拘束等）

第9条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重するとともに、拘束を安易に正当化することなく、従業者一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践する。

- 2 当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置する。
- 3 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が、高い場合で切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明と同意を得るものとする。
- 4 前項の本人・家族への説明と同意に当たっては、拘束の必要な理由、方法、時間帯、解除予定日等を記載した書面により行なう。
- 5 身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察記録を作成するとともに経過について本人又は家族へ説明する。
- 6 身体拘束解消後においても、身体拘束の妥当性の検証作業を実施するとともにその記録を作成する。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第10条 当施設とその従業者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 入所者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 入所者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第11条 当施設は、入所者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、入所者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入所者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第12条 介護サービスを実施中、入所者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対処します。

- ① 必要に応じて主治医に連絡し、その指示に従う。
- ② 家族等へ事故の内容、状況を報告する。
- ③ 必要に応じて警察へ連絡する。
- ④ 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する。

- ⑤ 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる。
- ⑥ 介護サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する。

(要望又は苦情等の申出)

第 13 条 入所者及び保証人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 14 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、当施設は、入所者に対して、損害を賠償するものとします。

2 入所者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、入所者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(連帯保証人)

第 15 条 保証人は、利用者の本約款に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。

2 保証人は、利用者と共に連帯して、本約款から生じる利用者の債務を負担するものとします。

3 前項の保証人の負担は、極度額 1,000,000 円を限度とします。

4 保証人の請求があったときは、当施設は、保証人に対し、遅延なく、利用者等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

(利用契約に定めのない事項)

第 16 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入所者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

利用約款第1条から第16条に関し、本書2通を作成し、事業者、契約者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 広島市安佐南区上安六丁目31番1号

事業者名 社会福祉法人 IGL 学園福祉会
介護老人保健施設ベルローゼ

代表者氏名 管理者 小 野 栄 治 印

入所者

住 所

氏 名 印

契約者

住 所

氏 名 印

保証人 住 所

氏 名 印

代筆者 氏 名
利用者との関係 ()
代筆理由

(利用約款保有者 : 契約者 保証人)

介護老人保健施設ベルローゼのご案内

(令和6年8月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 介護老人保健施設ベルローゼ
- ・ 開設年月日 平成8年4月19日
- ・ 所在地 広島市安佐南区上安六丁目31番1号
- ・ 電話番号 082(830)3333
- ・ FAX番号 082(830)3380
- ・ 管理者名 施設長 小野 栄治
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3450280056号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、入所者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ベルローゼの運営方針]

- ◆ 隣人愛を基本とします。
 - ① 総合的なケアサービスの提供施設であること。
 - ② 家庭復帰をめざした施設であること。
 - ③ 在宅ケア支援施設であること。
 - ④ 地域との連携がよくとれる施設であること。

このことを理解し、質の高いケアとリハビリを提供し、施設ケアと在宅ケアの連携を図ります。

(3) 施設の従業者体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1			入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
看護職員	7	7		医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う
薬剤師		1		医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う
介護職員	22	7	(4)	入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う
理学療養士 作業療法士 言語聴覚士		10		医師や看護師等と協働してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う
支援相談員	2			入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う
管理栄養士	2			入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う
介護支援専門員	2			入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う
事務職員	3			入所者及び家族に対し、懇切丁寧に対応するとともに、施設における事務の処理を行う

注：()は兼務を意味する

(4) 入所定員等

- ・ 定員 90名(うち認知症専門棟 40名)
- ・ 療養室 一般棟：従来型個室 10室 多床室 13室
入所者が選定する特別な療養室 14室

2 サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食 事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。ご入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食=7:30~ 昼食=12:00~ 夕食=18:00~

③ 入 浴

入浴又は清拭を最低週2回ご利用いただきます。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

(一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応します。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

④ 排 泄

排泄の自立を促すため、ご入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ リハビリテーション

医師や看護師、理学療法士、作業療法士等と協働してリハビリテーション実施計画書を作成し、これに基づいて行った個別リハビリテーションの効果、実施方法等について評価等を行います。

⑥ 医学的管理・看護

医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ 栄養管理

管理栄養士がご入所者の身体の状況及び嗜好を十分に考慮し、多職種協働により入所者ごとに栄養状態をアセスメントし、個々人の嚥下機能に着目した食物の形状等を含めた栄養ケア計画の策定とこれに基づく栄養ケア・マネジメント、定期的な評価等を行い、適切な時間に提供します。

⑧ ご希望の方は、試行的退所サービスがご利用いただけます。

⑨ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑩ 理美容サービス(月に2回、理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。)

⑪ 相談支援サービス(退所時の支援も行います)

⑫ その他

*これらのサービスのなかには、入所者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇協力医療機関

医療機関の名称	広島共立病院
所在地	広島市安佐南区中須二丁目 19-6
診療科	内科、緩和ケア内科、精神科、心臓血管外科、外科、乳腺外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、脳神経外科

医療機関の名称	安佐医師会病院
所在地	広島市安佐北区可部南二丁目 1 番 38 号
診療科	総合内科・緩和ケア内科

医療機関の名称	メリィホスピタル
所在地	広島市安佐南区大塚西 3 丁目 1-20
診療科	内科、内分泌内科、呼吸器内科、消化器外科、消化器内科、 脳神経外科、脳神経内科、循環器内科、精神科、皮膚科、整形外科、 形成外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、 緩和ケア内科、麻酔科、救急科、漢方内科

◇協力歯科医療機関

医療機関の名称	歯科クリニックエーデルワイス
所在地	広島市安佐北区あさひが丘三丁目 18 番 13-7-101

医療機関の名称	片山歯科医院
所在地	広島市安佐南区上安六丁目 26-1

◇緊急時の連絡先：緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項及び禁止事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵してはいけません。
- 外出・外泊は、入所者が、外出または外泊しようとするときは、施設に届け出なければいけません。
- 施設内では火気の使用はできません。
- 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすことをしてはいけません。但し、ラジオ、テレビ、レコードの視聴時間については別に定めます。
- 故意に施設若しくは物品に損害を与えまたはこれらを施設外に持ち出すことをしてはいけません。
- 所持品等を持ち込まれる場合は、必ずご記名をいただくとともに適正に管理してください。
- なお、紛失、破損について、当施設は一切責任を負いません。
- 当施設では、金銭・貴重品の管理は行っておりませんので、現金や通帳等の持ち込みはご遠慮ください。
- 金銭または物品によって賭け事をしてはいけません。
- 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害してはいけません。
- 当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- 無断で備品の位置、又は形状を変えてはいけません。
- ペットの持ち込みは、禁止します。

5 非常災害対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、施設管理者を充てます。
- (2) 火元責任者には、施設従業者を充てます。

- (3) 非常災害用の設備点検（スプリンクラー、消火器、消火栓）は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、施設従業者に対して防火教育、消防訓練を実施します。
- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
 - ② 入所者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7 要望及び苦情等の相談

当施設には相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 082-830-3333）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、フロント前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当施設における苦情の受付（別紙「苦情解決に向けて」参照）

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 看護師長 新川 美由紀
- 受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8：30 ～ 17：30

行政機関その他苦情受付機関

広島市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6-34 電話番号 (082)504-2183 ・FAX (082)504-2136 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島市安佐南区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐南区中須一丁目38-13 電話番号 (082)831-4943 ・FAX (082)870-2255 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島市安佐北区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19-22 電話番号 (082)819-0621 ・FAX (082)819-0602 受付時間 8：30 ～ 17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 国保会館 電話番号 (082)554-0783 ・FAX (082)511-9126 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 (082)254-3419 ・FAX (082)256-2228 受付時間 8：30 ～ 17：00

8 その他

当施設についての詳細は、ホームページ（<http://www.igl.or.jp/>）や掲示板・パンフレットで確認いただけます。

<別紙2>

介護老人保健施設サービスについて

(令和6年8月1日現在)

1. 介護保険証・介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護老人保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、入所者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保証人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご入所者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に入所者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金（＝（1）基本料金＋（2）その他の料金）

※ 下記の金額は、入所者負担第4段階の方を基準にしております。

※ 入所者負担第1～3段階の方は、（2）①②は「介護保険負担限度額認定証」に記載されている金額となります。

「国が定める入所者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する入所者等の負担額

- 入所者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の入所者には負担軽減策が設けられています。
- 入所者が「入所者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、入所者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この入所者負担段階について老人福祉施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 入所者負担第1・第2・第3段階に該当する入所者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方で、世帯全員（別世帯の配偶者含む）が市町村民税非課税であり、下記の負担限度額認定要件を満たす方です。

負担限度額認定要件（〔1〕 および〔2〕 を満たす方）

入所者負担段階	所得要件〔1〕	資産要件〔2〕（預貯金等の基準）
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下
第2段階	年金収入等 ※80 万円以下	単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下
第3段階①	年金収入等 ※80 万円超 120 万円以下	単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下
第3段階②	年金収入等 ※120 万円超	単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下

※公的年金等収入額（非課税年金を含む）＋ その他の合計所得金額

- 入所者負担第4段階の入所者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認められた方は、「入所者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食 費	利用する居室のタイプ	
		従来型個室	多 床 室
入所者負担 第1段階	300円	550円	0円
入所者負担 第2段階	390円		1,370円
入所者負担 第3段階①	650円		
入所者負担 第3段階②	1,360円		

※上記表中は、負担上限額にて記載しておりますが、低い額を設定する場合、その額が該当となります。

（1）基本料金

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

別紙、【介護老人保健施設ベルローゼ施設入所 利用料金表】をご参照ください

集計結果により、若干の誤差が発生する場合があります。

詳しくは施設の介護支援専門員または支援相談員へお問合せください。

（2）その他の料金

① 食費（1日当たり） 1,770円*

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 滞在費（療養室の利用費）／1日*

・従来型個室 2,200円

・多床室 1,000円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

③ 入所者が選定する特別な療養室料／1日 個室 200円

個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④ その他の徴収項目及び金額につきましては、別紙、【介護老人保健施設ベルローゼ施設入所 利用料金表】 その他の料金 をご参照ください。

【入所・短期入所療養 日用品費・教養娯楽費の内訳】もあわせて、ご参照ください。

(3) 支払い方法

- 毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
お支払いは、原則、金融機関口座自動払込みでお願いいたします。(現金、銀行振込をご希望の場合は、別途ご相談下さい。)

■ 金融機関口座からの自動払込み（払込日は翌月26日 ※土日祝日の場合はその翌日）
ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行・広島県下各銀行・広島県下信用金庫・農協
(相談要) 窓口での現金支払、請求書記載の指定口座への振込み

個人情報の利用目的

(令和6年8月1日現在)

当施設では、個人情報保護法及び入所者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに入所者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【入所者への介護・福祉・医療サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が入所者等に提供する介護・福祉・医療サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護・福祉・医療サービスの入所者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理、契約、契約解除
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該入所者の介護・福祉・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が入所者等に提供する介護・福祉・医療サービスのうち
 - －入所者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援介護施設等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －入所者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －行事や催し物の際に撮影した写真の当施設での掲示
 - －居室の表札
 - －誕生日や敬老会での氏名・生年月日の掲示
 - －身元確認後の電話での問合せ
 - －介護・福祉・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ入所者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

